



# 寒川町災害廃棄物処理計画 概要版

令和2年3月  
寒川町

## 1. 計画策定の趣旨

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災や平成 28 年 4 月に発生した熊本地震などの大規模地震や平成 29 年 7 月に発生した九州北部豪雨や平成 27 年 9 月に発生した関東・東北豪雨の局地的大雨による洪水・土砂災害等の多様な災害リスクが高まっており、今後の防災対策のあり方が課題となっています。

本計画は、今後、発災時に本町で発生する災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための事項を定めるものであり、町民の生活環境の保全及び公衆衛生の維持を行うとともに、早期の復旧・復興に資することを目的として「寒川町災害廃棄物処理計画（以降、「本計画」という。）」を策定します。

## 2. 基本的事項

### 2.1 計画の位置づけ

本計画は、国対策指針に基づき、「神奈川県地域防災計画」や「神奈川県災害廃棄物処理計画」、「寒川町地域防災計画」との整合をとりつつ、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するために策定します。

### 2.2 災害廃棄物処理の基本方針

表 1 のように災害廃棄物の処理に関する基本方針を定めます。

表 1 災害廃棄物処理基本方針

① 計画的な処理
大規模災害が発生した場合は発災後 3 年以内の災害廃棄物処理完了を目指し、適正かつ効率的な災害廃棄物処理を実施
② 生活環境の保全
災害廃棄物処理時の騒音防止対策や環境モニタリング等を実施しながら周辺環境に配慮するとともに、衛生管理等により公衆衛生の悪化を防止
③ 安全な処理
被災地での収集作業や災害廃棄物を処理する現場等では、作業員の安全を確保するため、二次災害の発生や危険物の混入がないような管理を実施
④ リサイクル・減量化の推進
災害廃棄物を可能な限り分別・選別して資源物は資源化し、資源化の促進及び最終処分場の埋立量の削減を実施
⑤ 関係機関との連携
国、県、他市町村、民間事業者団体等と調整し、災害廃棄物処理の連携・協力体制を整備

## 2.3 対象とする災害

本計画では地震災害、水害及びその他の自然災害を対象とします。表 2に対象とする災害の想定被害を示します。

表 2 対象とする災害

### 【地震】

想定地震	モーメント マグニチュード	液状化・揺れ		火災被害	
		全壊	半壊	木造	非木造
大正型関東地震	8.2	4,630 棟	2,530 棟	1,134 棟	126 棟
都心南部直下地震	7.3	90 棟	650 棟	—	—

### 【水害】

河川	想定降雨量	床上浸水	床下浸水
相模川	相模川水域の 48 時間総雨量 567 mm	9,960 世帯	2,270 世帯
小出川	24 時間総雨量 354 mm	1,930 世帯	670 世帯
目久尻川	24 時間総雨量 398 mm	3,570 世帯	3,610 世帯

## 2.4 組織体制・指揮命令系統

### 【組織体制】

図 1 に災害廃棄物処理チームの組織体制を示します。主に災害廃棄物の処理に係る業務は環境班が担います。なお、各業務が円滑に遂行できるよう組織体制や応援人員の受入等については逐一検討します。

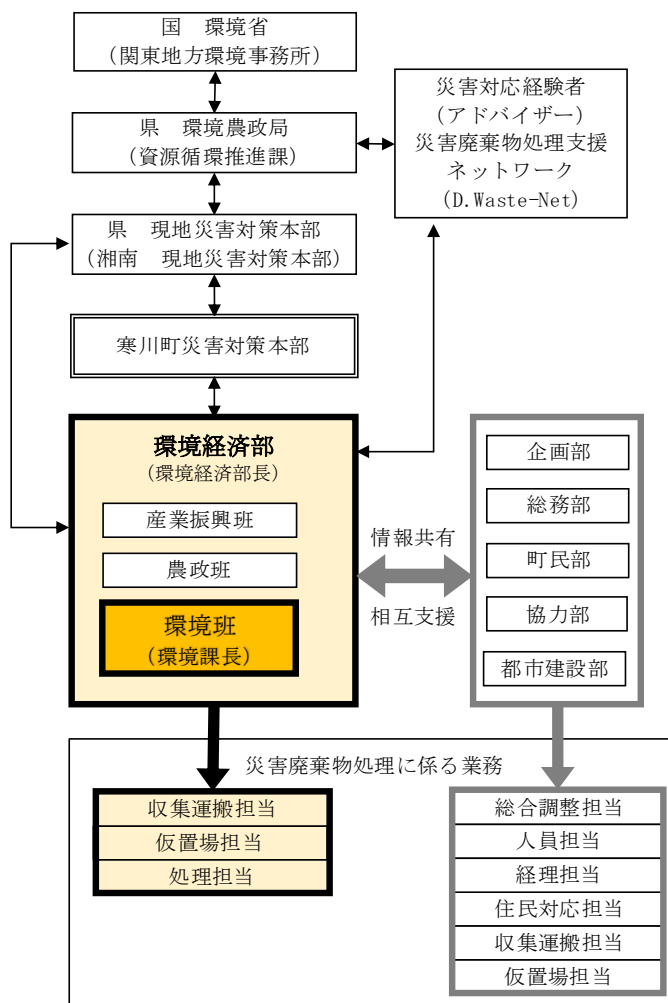
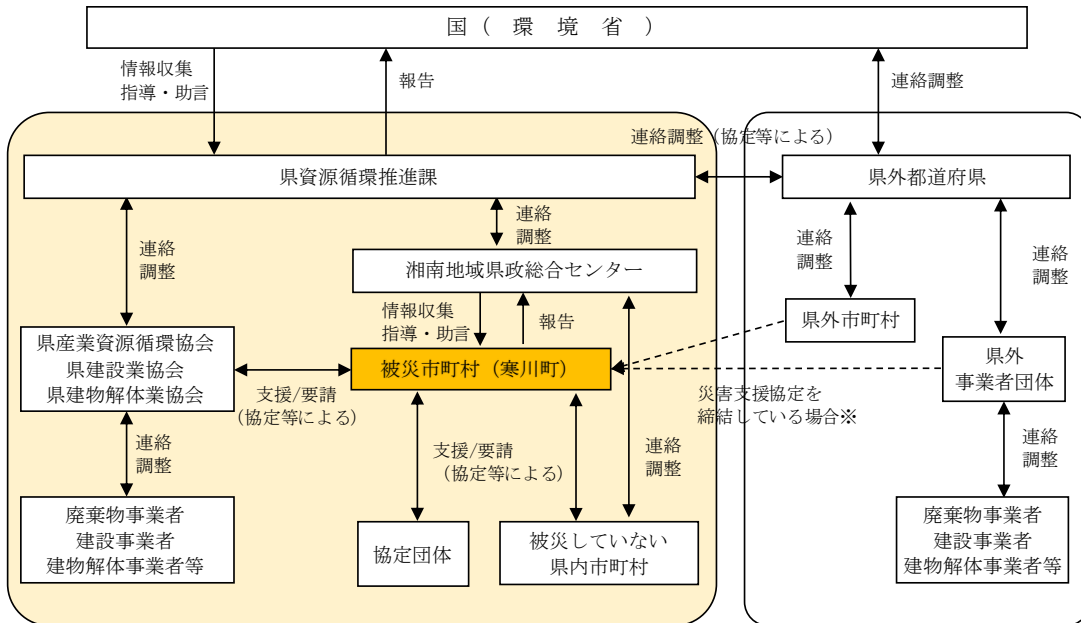


図 1 災害廃棄物処理チームの組織体制

【協力支援体制】

被災規模や廃棄物処理施設の被災状況に応じて、湘南地域県政総合センターや県内市町村に支援要請を行います。また、協定等に基づいて民間事業者団体にも支援要請を行います。図 2 に県内外での協力・支援体制を示します。



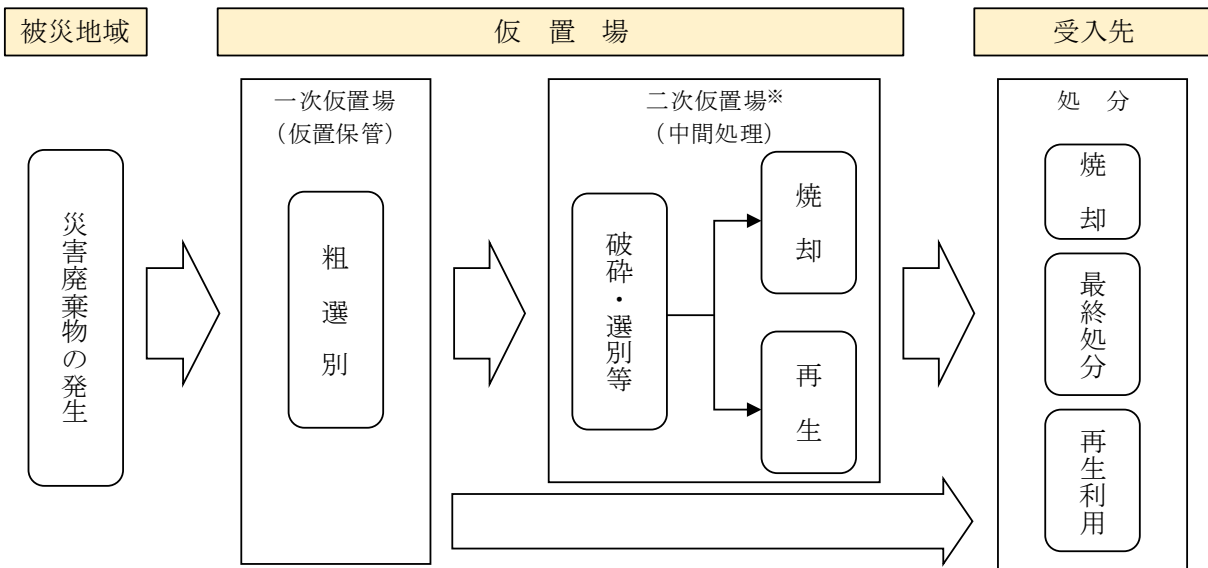
[資料：神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル（平成 29 年 3 月）] を一部加筆修正

図 2 県内外での協力・支援体制

3. 災害廃棄物の処理

3.1 災害廃棄物の処理フロー

町で発生した災害廃棄物は図 3 の処理フローに基づいて処理を行います。なお、表 3 に示すように災害廃棄物の処理は発災後 3 年間で終了することを基本とします。



※二次仮置場に整備する設備（破碎・選別設備や焼却設備等）は、災害廃棄物発生量や施設の被災状況等を踏まえ、決定します。

[資料：神奈川県災害廃棄物処理計画（平成 29 年 3 月）]

図 3 災害廃棄物の処理フロー

表 3 発災後の災害廃棄物の処理期間

発災後 1 年目	発災後 2 年目	発災後 3 年目
被災地から災害廃棄物を撤去・搬出（発災後1年間程度）		
一次仮置場へ災害廃棄物の搬入及び粗選別等（発災後 1 年間程度）		
廃棄物処理施設や二次仮置場での災害廃棄物の処理・処分（発災後3年間程度）		
生活ごみ及びし尿の収集・運搬及び処理（避難場等が閉鎖及び下水道が復旧するまで）		

### 3.2 災害廃棄物発生量

表 4に災害廃棄物発生量を示します。災害廃棄物は廃棄物処理施設で適正かつ効率的な処理・処分を行うため、表 5のような分別を行います。

表 4 災害廃棄物発生量

被害状況		大正型関東地震	都心南部直下型地震	相模川	小出川	目久尻川
災害廃棄物発生量(t)		964,738	35,290	47,223	9,293	18,660
内訳	可燃物(t)	66,249	2,823	18,228	3,586	7,204
	不燃物(t)	313,539	9,881	4,297	846	1,698
	コンガラ(t)	529,832	20,468	2,031	400	802
	金属(t)	30,326	1,059	1,228	242	485
	柱角材(t)	24,792	1,059	7,933	1,562	3,135
	危険物 ・有害物(t)	—	—	236	46	93
	思い出の品 ・貴重品(t)	—	—	47	9	18
	廃家電類(t)	—	—	898	177	355
	土砂(t)	—	—	12,325	2,425	4,870

[資料：災害廃棄物対策指針の【技 1-11-1-1】災害廃棄物等の発生量の推計]

[資料：常総市水害廃棄物組成調査報告（国立環境研究所・日本環境衛生センター、平成 27 年 10 月実施）]

表 5 種類ごとの処理方法

種類	主な処理方法	処理後の主な処分・資源化方法
可燃物	焼却処理	・ 埋立処分
不燃物	破碎処理	・ 焼却または有価物として売却
コンクリートガラ	破碎処理	・ 路盤材 ・ 埋戻し材
金属くず	保管	・ 有価物として売却
柱角材	破碎処理	・ 紙原料 ・ 燃料
廃家電	保管	・ リサイクル
危険物・有害物	保管	・ 引取業者での処理
思い出の品・貴重品	保管	・ 本町で保管
土砂	選別	・ 埋立処分

### 3.3 既存廃棄物処理施設の処理可能量

表 6 に焼却処理可能量、表 7 に破碎・選別処理可能量を示します。災害廃棄物は基本的に環境事業センターで処理しますが、発生量が処理能力を上回り全量が処理し切れない場合は、県内の産業廃棄物処理施設や広域（他市町村または県外など）での処理を行います。

表 6 焼却処理可能量

項目	処理可能量	各施設での処理量 <sup>※1</sup>				
		大正型 関東地震	都心南部直 下型地震	相模川	小出川	目久尻川
処理対象物		可燃物	可燃物	可燃物	可燃物	可燃物
発生量(t)		66,249	2,823	18,228	3,586	7,204
環境事業センター 処理量(t)	13,727	13,727	2,823	13,727	3,586	7,204
県内産業廃棄物 処理量(t)	41,997	41,997	—	4,501	—	—
広域処理量(t)		10,525	—	—	—	—

※1：各施設の処理量は発生量が処理施設の処理可能量を下回った場合、発生量がその施設での処理量となります。また、処理可能量を上回った場合は、上回った量が処理量となります。

※2：本計画では、災害の種類や規模によって県内市町村の処理可能量が不明なため、広域処理に含めて計算しています。

※3：災害の種類や規模により、協定のとおり県内市町村で災害廃棄物の処理が行える場合は、湘南東ブロック内、湘南地域県政総合センター所管市町村、県内市町村の順で処理を行います。

表 7 破碎・選別処理可能量

項目	処理可能量	各施設での処理量 <sup>※1</sup>				
		大正型 関東地震	都心南部直 下型地震	相模川	小出川	目久尻川
処理対象物		不燃物、 コンガラ、 柱角材	不燃物、 コンガラ、 柱角材	不燃物、 コンガラ、 柱角材	不燃物、 コンガラ、 柱角材	不燃物、 コンガラ、 柱角材
発生量(t)		868,163	31,408	14,261	2,808	5,635
環境事業センター 処理量(t)	3,457	3,457	3,457	3,457	2,808	3,457
県内産業廃棄物 処理量(t)	478,899	478,899	27,951	10,804	—	2,178
広域処理量(t)		385,807	—	—	—	—

※1：各施設の処理量は発生量が処理施設の処理可能量を下回った場合、発生量がその施設での処理量となります。また、処理可能量を上回った場合は、上回った量が処理量となります。

※2：本計画では、災害の種類や規模によって県内市町村の処理可能量が不明なため、広域処理に含めて計算しています。

※3：災害の種類や規模により、協定のとおり県内市町村で災害廃棄物の処理が行える場合は、湘南東ブロック内、湘南地域県政総合センター所管市町村、県内市町村の順で処理を行います。

### 3.4 収集・運搬

災害廃棄物の運搬車両は、湘南地域県政総合センターまたは協定締結団体に車両提供の支援要請を行い確保します。災害廃棄物の収集・運搬ルートは被災状況、一次仮置場や二次仮置場の開設状況、緊急輸送道路等を考慮し、計画します。

### 3.5 仮置場

表 8に仮置場の種類とその役割・特徴を示します。仮置場は主に公園やグラウンドなどを利用します。仮置場の利用については、自治会や近隣住民、地権者と協議を行い利用します。

仮置場の設置後は仮置場やその周辺等での生活環境の悪化を防止するために環境保全対策やモニタリングを実施し、使用後の仮置場は原状復旧させ、返還します。

表 8 仮置場の種類とその役割・特徴

種類	役割・特徴
一次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災住民が直接、災害廃棄物を搬入するとともに、町の委託事業者や家屋解体事業者などが搬入します。</li> <li>災害廃棄物の粗選別を行い積み替え拠点になります。</li> </ul>
二次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>粗選別された災害廃棄物を破砕、選別により細かく選別し資源化するとともに、資源化された資源物等を保管する場所となります。</li> <li>各処理施設の受入基準に応じて、二次仮置場に破砕設備等の設置を検討します。</li> </ul>

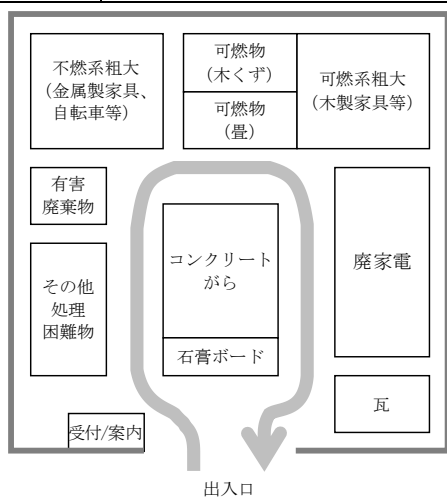


図 4 一次仮置場の配置例

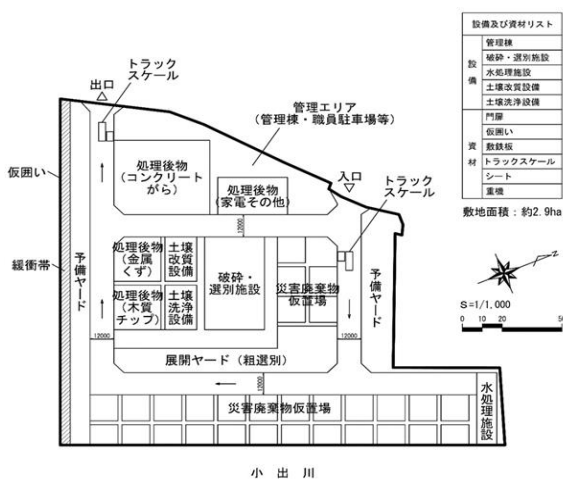


図 5 二次仮置場の配置例

### 3.6 し尿

し尿は家庭及び避難所から収集し寒川町美化センターに搬入して処理します。なお、寒川町美化センターへの搬入が困難な場合は、仮置場や下水道施設に貯留することも検討しながら、湘南地域県政総合センターを通じて、他市町村や下水道終末処理場に支援要請を行います。

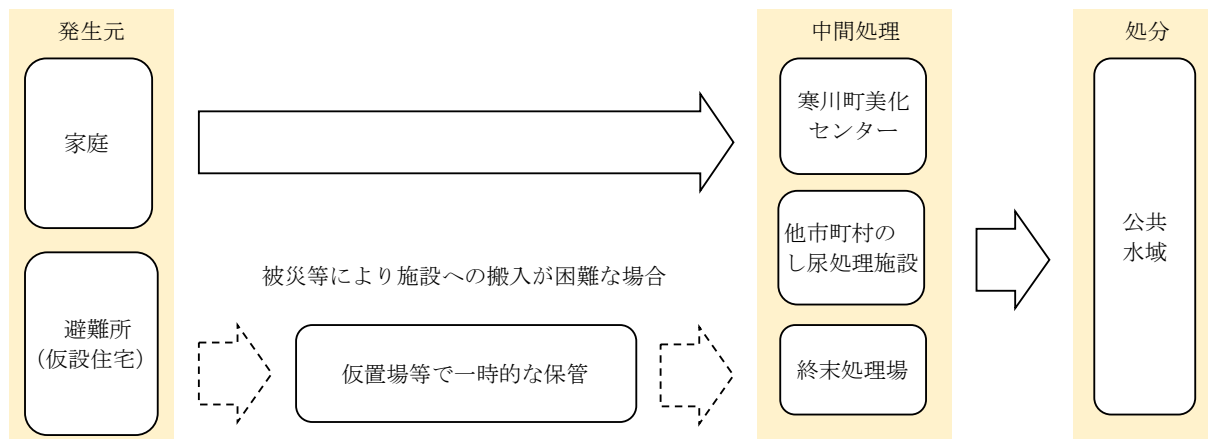


図 6 し尿の処理基本フロー



## 4. 課題・問題点の整理、計画の見直し

### 4.1 災害廃棄物処理における課題・問題点の整理

- (1) 災害廃棄物の処理には多くの人員が必要となるため、庁内で災害廃棄物処理に係る情報共有を行う必要があります。また、他市町村や民間事業者と協定を拡充し、人員を確保する必要があります。
- (2) 仮置場候補地の各公園の面積は小さいところが多いため、面積が大きい土地を仮置場として利用できるように自治会等と協議を行う必要があります。
- (3) 災害廃棄物の処理には産業廃棄物処理施設の活用や運搬車両の確保が必要となるため、民間事業者と協定を拡充し処理体制を構築する必要があります。

### 4.2 計画の見直し

本計画は図 7 に示す PDCA サイクルにより継続的に改善を図り、実効性を高めていきます。

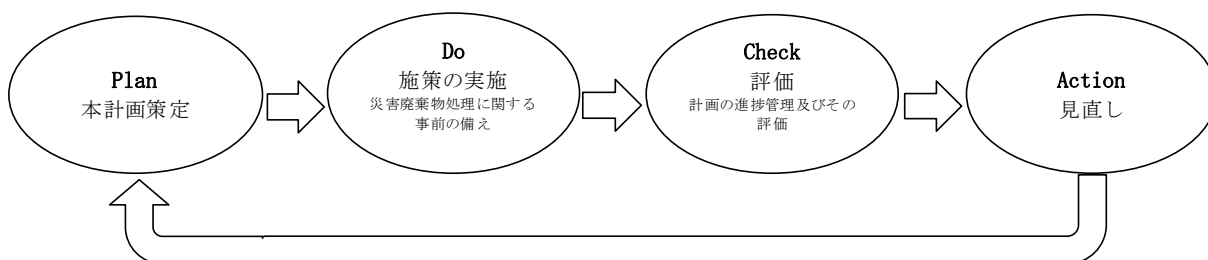


図 7 PDCA サイクル

## 5. 事前の備え

災害廃棄物の円滑な処理には町民等の理解と協力が必要となるため、平常時より表 9 に示す内容を町民・事業者へ伝え、災害廃棄物発生量の抑制や処理の迅速化、資源化の促進に対する理解を得られるよう、啓発を行います。

表 9 町民等への啓発内容

種類	啓発内容
防災情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民等の各自が事前の備えを出来るよう、防災マップ、洪水ハザードマップ、地域防災計画、災害廃棄物処理計画（本計画）等を周知します。</li> <li>・発災時に迅速かつ適切な行動がとれるよう、発災時の広報・情報提供ツールを周知します。</li> </ul>
ごみ関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災状況によっては平常時通りに生活系ごみが収集できない場合があることを周知します。また、生活系ごみは基本的に平常時通りの分別を行い排出するように周知します。</li> <li>・資源品目等は、平常時の収集が開始されるまで可能な限り家庭で保管するように周知します。</li> <li>・避難所での分別区分やごみを出さない工夫等を周知します。</li> <li>・事業者には発災直後の事業系ごみの搬入の原則停止を伝え、搬入再開の情報発信があるまでは事業者にて適切に保管するように周知します。</li> </ul>
し尿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設トイレの設置、し尿の収集、仮設トイレの使用マナー等を広報します。</li> </ul>

## 寒川町災害廃棄物処理計画 概要版

令和 2 年 3 月

寒川町環境経済部環境課

〒253-0196 寒川町宮山 165 番地

電話 0467-74-1111/FAX 0467-74-1385

E-mail kankyoutown@town.samukawa.kanagawa.jp